

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	栃木県、栃木県茂木町		
計画期間 実施期間	H23～H25 H23	総事業費(交付金)	(100,000千円(50,000千円)) 115,000千円(57,500千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標は、地域農産物処理加工施設の整備を通して、農産物の高付加価値化を図り、農業所得の向上による農家の経営基盤の安定化を図ることにより、既存農家の営農意欲の向上により農家人口の減少率の抑制につなげることを目的としているため、法及び基本方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	茂木町第5次総合計画、茂木町農業経営基盤の強化促進に関する基本的構想及び茂木町農業振興地域整備計画との連携や配慮、調和がとれている。町として今後10年間のまちづくりの基本計画である茂木町第5次総合計画において、須藤地区の活性化に向けた具体的施策として「地域特産品を活用した地域活性化施設の整備」と「地域特産物の開発と販路の拡大」が明記されている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	活性化計画を公表した結果、苦情等の申し入れはなかった。また、事業の実施については、茂木町第5次総合計画の策定過程で、地元住民の代表によって組織された須藤地区総合計画検討委員会において説明し了承を得るとともに、旧須藤中学校の跡地利用及び地域活性化の検討・実行組織である須藤地区活性化協議会に対しても本計画を説明し了承を得るなど地域との合意形成は十分なされている。
事業の推進体制は確立されているか	○	茂木町を中心にして、須藤地域活性化協議会を核に事業を行う予定である。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	活性化計画達成のための定住等の促進に資する農林水産物の販売額の増加を事業活用活性化目標として、農林水産物処理加工施設を整備することとしており、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	活性化計画3年間については、基本方針第4の3の⑥で定める範囲内であり、実施期間1年間については、交付金実施要綱第3の3で定める範囲内であるので適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	事業費115,000,000円で交付金要望額がその1/2以内の57,500,000円であることから、交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか	○	新たに整備するものである
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表より、本事業により整備する施設は木造平屋建であり、耐用年数は20年である。プレハブ冷凍庫・冷蔵庫等については、飲食店用設備としたため耐用年数は8年である。業務用急速冷凍機、清涼飲料水製造用機材などその他の業務用厨房機材については、食料品製造用設備としたため耐用年数は10年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に行われている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果率は1.51であり、算定結果は1.0以上である。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要綱、要領及び運用通知第4の1, 2, 3並びに別表の該当するすべてにおいて要件を満たしている。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	町が建設する施設であり、町は施設の目的等を明記した「(仮称)須藤地域活性化施設の設置及び管理運営に関する条例」を設置し、町長が指定する指定管理者を第3セクターである(株)もてぎブラザとし、管理を委託する予定のため、個人に対する交付ではなく、目的外使用でもない。
	施設等の利活用の見直し等は適正か		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	近隣地区には類似施設があるが、近隣の施設は二次加工をメインとした施設であり、今回整備する施設は農産物の一次加工をメインとし、年間を通じた原料としての販売を主要販売品目としているため、競合しない。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	当地区の農産物を処理加工する施設であり、当該施設の利用者は地区内の農家となる。対象農産物は、ゆず及びその他振興果樹類で年間を通じた有効な活用が図られる。 なお、施設の管理運営については、(株)もてぎブラザが町の指定管理者の指定をうけて管理運営するものである。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設の建設場所はこれまで地域コミュニティーの中心的場所であった中学校跡地であり、国道294号線に隣接するなど原料の集出荷や販売時の輸送環境なども勘案し、さらに、地区内では初の公的施設であるなど今後の活動が有機的に行える設置場所を検討した。
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	○	施設の概算設計を行う中で、供給される農産物の出荷可能数量を元に積算しているため、必要最低限で無駄のない効率的で適正な積算である。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	概算設計の中で処理できる農産物を積算し、必要最小限の施設整備にとどめ、建設・整備コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	今回整備する備品は、本施設内で処理する農産物の保存及び、商品化のためのものであり、汎用性はない。
	整備予定場所は、集客の立地性、農山漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	地域農産物加工施設は年間を通じた運営のため原料の集荷経路を考慮し、さらに販売時の搬送なども考慮した結果、現在の予定地となった。
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	用地は町有地であり、地域住民にも学校用地の跡地利用として承諾を得ている。また、特に許認可が必要なものは無い。
	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	—	該当なし
	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし
	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし

事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	本町の総合計画にも搭載された事業であり、平成23年度当初予算に計上してある。
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	茂木町財務規則により一般競争入札を予定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	道の駅もてぎを運営する第3セクター(株)もてぎプラザに管理運営を指定管理者制度により委託する。また、ランニングコスト等も織り込んだ維持管理計画を策定する予定である。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	事業主体が収支計画を策定し、その内容については経営診断を受けたものである。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	—	他の事業への重複申請はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。